剣道七段および六段審査会（愛知）要項

全日本剣道連盟
群馬県剣道連盟

1. 期　　日

(1) **七段審査会**

① 令和 6 年 5 月 11 日（土）

② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. **57 歳以上（57 歳含む）**

受付時間　午前 9 時～午前 9 時 30 分まで
審査開始　午前 10 時（予定）

イ. **56 歳以下（56 歳含む）**

受付時間　午後 12 時 30 分～午後 1 時まで
審査開始　57 歳以上実技審査終了後

(2) **六段審査会**

① 令和 6 年 5 月 12 日（日）

② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. **51 歳以上（51 歳含む）**

受付時間　午前 9 時～午前 9 時 30 分まで
審査開始　午前 10 時（予定）

イ. **50 歳以下（50 歳含む）**

受付時間　午後 12 時 30 分～午後 1 時まで
審査開始　51 歳以上実技審査終了後

＊本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いないようにご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えで入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。

2. 会　　場

名古屋市枇杷島スポーツセンター（※別紙案内図参照）
（愛知県名古屋市西区枇杷島 1-1-2）　電話 052-532-4121

3. 主　　催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟剣道称号・段級位審査規則・同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実　　技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

(1) 七段

平成 30 年 5 月 31 日以前に六段を取得した者。

(2) 六段

令和元年 5 月 31 日以前に五段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和 6 年 5 月 11 日、六段は令和 6 年 5 月 12 日）とする。

8. 申 込 み

(1) 申込方法　受審を希望する者は、各加盟支部を通じて申込むこと。
個人直接の申込は受理しない。
各支部事務局は、受審者を取りまとめて下記あて申込むこと。
〒371-0047　前橋市関根町 3-27-12　TEL/FAX　027-235-0870
群馬県剣道連盟

(2) 申込締切　**令和６年３月４日（月）**

(3) 申 込 書

ア.　各段位ごとに所定の用紙による。

イ.　現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。
(記載のない場合また虚偽の場合は受審を認めない)

ウ.　剣道七・六段申込書には審査開催地（愛知県）を明確に記入すること。

※各支部事務局は、受審申込者に受付時間を周知徹底してください。

9. 審 査 料

各支部事務局は、(含む消費税) 1 名につき（七段）15,000 円、(六段) 14,000 円を群馬県剣道連盟口座に一括して振込むこと。個人直接は受付けない。

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を合格者の各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」7 月号および全剣連ホームページに合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

受審者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、受審者は、健康保険証を持参のこと。高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。なお、主催者は、受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること。(全剣連ホームページ参照)

12. 個人情報保護法への対応

受審者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が審査運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

(1) 本審査会には、4 月 29 日(祝)京都府・5 月 19 日（日）北海道で実施される剣道六段審査会、4 月 30 日(火)京都府・5 月 19 日（日）北海道で実施される剣道七段審査会の受審者は、受審できない。

(2) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。

(3) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。

(4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。
ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。
なお、本審査日より 1 年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

(5) 会場変更の締切は４月８日（月)、欠席報告締め切りは４月１５日（月）とする。

※ 本審査会の入場者は、審査運営関係者および受審者のみとします。
受審者は、受付時間に来場し審査が終了し合格発表後、会場から退出してください。

※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し 37.5 度以上ある方は受審できません。